

(變、更) 第八百九十三條

九八

被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく家事審判所に廃除の請求をしなければならない。この場合において、廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

(變、更) 第八百九十四條

被相続人は、何時でも、推定相続人の廃除の取消を家事審判所に請求することができる。

前條の規定は、廢除の取消にこれを準用する。

第九百九十九條 被相続人ハ何時ニテモ推定遺産相續人廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

(變、更) 第八百九十五條

推定相続人の廃除又はその取消の請求があつた後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家事審判所は、親族、利害関係人又は檢察官の請求によつて、遺産の管理について必要な処分を命ずることができる。廃除の遺言があつたときも、同様である。家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。

第一千條 第九百七十六條及ヒ第九百七十八條ノ規定ハ推定遺産相續人ハ廢除及ヒ其取消ニ之ヲ準用ス

### 第三章 相続の効力

#### 第三節 遺産相続ノ効力

##### 第一節 総則

###### 第一款 總則

(旧法通) 第八百九十六條

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

第一千條 遺産相續人ハ相続開始ノ時ヨリ被相続人ノ財産ニ屬セシ一切ノ權利義務ヲ承繼ス但被相續人ノ一身ニ專屬セシモノハ此限ニ在ラス

(新設) 第八百九十七條

系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前條の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。

前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。

(旧法通) 第八百九十八條

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第一千二條 遺産相續人數人アルトキハ相続財産ハ其共有ニ屬ス

(旧法通) 第八百九十九條

各共同相続人は、その相続分に應じて被相続人の権利義務を承継する。

第一千三條 各共同相續人ハ其相続分ニ應ジテ被相續人ノ權利義務ヲ承繼ス

##### 第二節 相続分

###### 第二款 相続分

(變、更) 第九百條

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

(旧法通) 第九百八十九條 遺贈の承認及び放棄は、これを取り消すことができない。一

第九百九十九條第二項の規定は、遺贈の承認及び放棄にこれを準用する。】

第一千九十一條 遺贈ノ承認及ヒ放棄ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第一千九十二條第二項ノ規定ハ遺贈ノ承認及ヒ放棄ニ之ヲ準用ス

(旧法通) 第九百九十條 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。

第一千九十二條 包括受遺者ハ遺産相続人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

(旧法通) 第九百九十一條 受遺者は、遺贈が弁済期に至らない間は、遺贈義務者に対して相当の担保を

請求することができる。停止条件附の遺贈についてその条件の成否が未定である間も、同様である。

第一千九十三條 受遺者ハ遺贈カ弁済期ニ至ラサル間ハ遺贈義務者ニ對シテ相當ノ擔保ヲ請求ス

ルコトヲ得停止條件附遺贈ニ付キ其條件ノ成否未定ノ間亦同シ

(旧法通) 第九百九十二條 受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。但し、

遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一千九十四條 受遺者ハ遺贈ノ履行ヲ請求スルコトヲ得ル時ヨリ果實ヲ取得ス但遺言者カ其遺

言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

(旧法通) 第九百九十三條 遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を出したときは、

第二百九十九條の規定を準用する。

果実を收取するために出した通常必要費は、果実の価格を超えない限度で、その償還を請求することができる。

第一千九十五條 遺贈義務者カ遺言者ノ死亡後遺贈ノ目的物ニ付キ費用ヲ出ダシタルトキハ第二

百九十九條ノ規定ヲ準用ス

果實ヲ收取スル爲メニ出ダシタル通常ノ必要費ハ果實ノ價格ヲ超エサル限度ニ於テ其償還ヲ

請求スルコトヲ得

(旧法通) 第九百九十四條 遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

停止条件附の遺贈については、受遺者がその条件の成就前に死亡したときも、前項と同様である。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一千九十六條 遺贈ハ遺言者ノ死亡前ニ受遺者カ死亡シタルトキハ其効力ヲ生セス

停止條件附遺贈ニ付テハ受遺者カ其條件ノ成就前ニ死亡シタルトキ亦同シ但遺言者カ其遺言

ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

(旧法通) 第九百九十五條 遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によつてその効力がなくなつた

ときは、受遺者が受けるべきであつたものは、相続人に帰属する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第一千九十七條 遺贈カ其効力ヲ生セサルトキ又ハ放棄ニ因リ其効力ナキニ至リタルトキハ受遺

者カ受クヘカリシモノハ相続人ニ歸屬ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ

其意思ニ從フ